

## 株式交付に関する事後開示書面

(会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づく書面)

2021年8月31日

株式会社C A I C A

2021年8月31日

## 株式交付に関する事後開示書面

東京都港区南青山五丁目11番9号

株式会社CAICA

代表取締役 鈴木 伸



当社は、2021年6月18日付で作成した株式交付計画に基づき、当社を株式交付親会社、株式会社Zaif Holdings（以下「Zaif HD」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関する事後開示事項（会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事項）は、以下のとおりです。

1 株式交付が効力を生じた日  
2021年8月31日

2 株式交付親会社における事項

(1) 会社法第816条の5（株式交付をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から、会社法第816条の5に定める株式交付をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第816条の6（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、会社法第816条の6第3項及び第4項の規定に基づき、2021年8月2日、株主に対して公告を行いました。当社の株主から、同条第1項に定める株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第816条の8（債権者の異議）の規定による手続の経過

会社法第816条の8第1項の規定に基づき、当社に対し、株式交付について異議を述べる事ができる当社の債権者はいないため、当社は、同条第2項及び第3項に定める公告又は催告を行っておりません。

3 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数  
本株式交付に際して、当社は、Zaif HDの株式16,091株を譲り受けました。

4 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数  
該当事項はありません。

5 その他株式交付に関する重要な事項  
該当事項はありません。